

【用語】旧知—もとの知行地 取箇—年貢のこと 檢見—年貢徵收法の一つ、米の収穫前に実り具合を検査し、その年の年貢額を決めることと廻米—幕府領の年貢米や諸藩の蔵米などを廻送すること 御料所—御料ともいう、江戸幕府の直轄地 山本大膳—幕府代官 下知書—上から下へ指図した文書 碓氷郡水沼村—群馬郡倉渕村 地頭—知行地をもつ旗本のこと 年寄—村や町などで住民の指導的立場にあるもの

【解説】碓氷郡水沼村は、文化年間頃に幕府領から旗本菅谷氏（禄高一三〇〇石）の知行所となつた。ところが、天保七年（一八三六）上知じょちされて幕府領となり、さらに翌八年九月に再び菅谷氏の知行所に戻されるという「旧知戻し」が行われた。

この文書は、「旧知戻し」を契機として、菅谷氏が水沼村の田方年貢の取立て基準の変更や、年貢米の江戸への廻米などを命じたことに対する水沼村役人からの請書の写である。しかし、田方年貢の取立て基準（従来は上田一反につき五斗八升六合）を隣村の旗本小栗又一（禄高二五〇〇石）知行所の権田村の基準（上田一反につき八斗一升）にまで引き上げることを命じたため、のち水沼村民の反発をかい、天保八年十二月には江戸表の菅谷氏屋敷まで水沼村民一八人が強訴するという事件がおきた。水沼村の反発理由は、南に高山がそびえ立地や地味の悪い水沼村の年貢基準と、もともと立地や地味の良い権田村の基準を同じにすることには無理があるというものであった。その後、菅谷氏側と水沼村役人との交渉が行われ、基準は引き下げられたが、水沼村側のこの不法な訴えに対しては過料錢（罰金）が課せられた。